

(声明) 県職員の給与改正案の提案について

2009年11月30日

日本共産党長野県議団

団長 石坂千穂

今回の長野県議会に県人事委員会勧告に基づく県職員の給与改正案が提案されましたが、日本共産党県議団は、この提案の採決を棄権しました。棄権せざるを得なかった最大の理由は、今回の給与改正案は職員団体の合意を得ておらず、職員の待遇に関する問題を労使の合意のないまま議会に結論を委ねるという手続きに納得できないためです。

日本共産党県議団は、去る11月19日、給与改正案の提案を予定している県議会開会までにはまだ時間があることから、県当局に交渉再開と削減内容への配慮などのぎりぎりまでの努力をするよう申し入れたところですが、事実上無視された結果となり、きわめて残念な事態です。

長野県経済と県民の暮らし・雇用には依然として厳しい事態が続いており、職員組合も「現下の厳しい経済状況や雇用状況は認識しており、今回の人事委員会勧告すべてを否定するものではありません。」と言っているように、私たちも、県職員の給与、手当の一定の削減はやむをえないと考えています。

しかし、今回の県人事委員会の勧告は、それに先立つ人事院の勧告の2倍の削減という大幅なものであり、従来は県の基準に準拠してきた市町村も、今回はここまで大幅な削減はできないと独自の削減率を決めているところが大多数になっています。県人事委員会の勧告を尊重しなければならないのは当然のことですが、ここまで厳しい内容の勧告に対し、県当局が勧告通りの実施をあくまで譲らない態度に終始したことも、交渉が合意に至らなかった原因と思われます。

さらに総務企画警察委員会の審議の中では、今回の県人事委員会の勧告が、地方公務員法の趣旨に沿った検討であったかをめぐって混乱し、人事委員会委員長が辞任するという事態になりました。人事委員会の役割やその勧告への信頼性も大きく揺らいでいると言わざるを得ません。

今回のような事態が繰り返されれば、公務員労働者のストライキ権剥奪等の代償としての中立機関として設置された人事委員会の存在意義も、労働組合の存在意義さえも否定されかねません。村井知事には、今後、県職員の身分、待遇に関する問題で、職員団体との合意の努力を尽くさないまま、県議会に結論を委ねるような事態を二度と繰り返さないよう、強く要望するものです。